

## 登録申請

### 4 登録事項の変更届出

登録を受けた後、登録事項に変更があった場合は、その変更のあった日から30日以内に、「屋外広告業登録事項変更届出書（様式第25号）」に変更のあった事項を記載し、変更事項に応じ、必要な書類を添付して提出してください。なお、変更届の手数料は不要です。

変更のあった登録事項	申請者の区分		備考
	法人の場合	個人の場合	
商号・名称・氏名・住所	登記事項証明書 (1)	住民票の写し (1)	(1)登録申請者が未成年者の場合における法定代理人に係るの事項に変更があった場合も同様
営業所の名称、所在地 (追加、削除含む)	登記事項証明書	-	商業登記の変更を必要とする場合のみ
法人の役員の氏名 (追加、削除含む)	登記事項証明書(2) 誓約書	-	(2)登録申請者が未成年者の場合における法定代理人に係るの事項に変更があった場合も同様
業務主任者の氏名、所属する営業所	業務主任者の住民票の写し 業務主任者の資格を証する書面の写し	業務主任者の住民票の写し 業務主任者の資格を証する書面の写し	

登録申請者が未成年者の場合における法定代理人の 及び に係る事項に変更があった場合、上記の添付書類のほか、「誓約書」の提出が必要

### お問い合わせ先

福井市建設部監理課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号

電話 0776 20 5555

E-mail [kanri@city.fukui.lg.jp](mailto:kanri@city.fukui.lg.jp)

福井市建設部監理課のホームページでは、福井市の屋外広告物規制の内容確認や条例・様式のダウンロードができますので、ご利用ください。

監理課 HP : <http://www.city.fukui.lg.jp/dept/d380/kanri/index.html>